

2023年12月22日 全8頁

# 銀行勘定の金利リスクへの資本賦課をめぐる議論が再燃

## IRRBB 規制が第一の柱になる懸念が再び高まる？

金融調査部 主席研究員 菅野泰夫

### [要約]

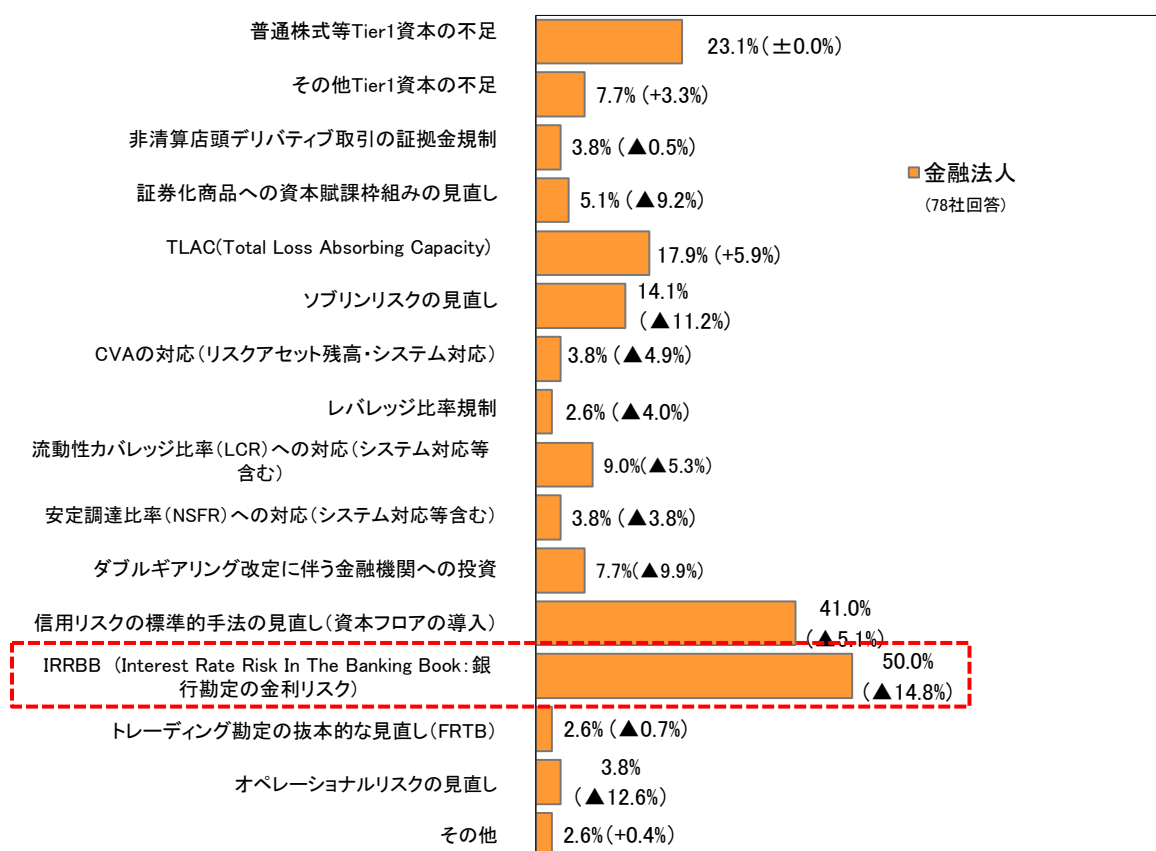
- 2023年12月、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、銀行勘定の金利リスク（IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）に対する規制の見直しを協議していると発表した。現在、IRRBB は第二の柱である「金融機関の自己管理と監督上の検証」における管理が定められている。つまり IRRBB 規制は各行の自己管理によるモニタリングに留まり、基準超過時に資本賦課されない。収益源泉である金利リスクに対しても資本賦課されると、銀行経営に広範な影響が生じることが懸念され、結果的に第二の柱に留まった経緯がある。
- 米シリコンバレー銀行（SVB）破綻の原因は、解約リスクの高いスタートアップ企業からの大口法人預金の大半をリスクヘッジせずに長期債で運用するなどといった、典型的な金利リスク管理上の失敗にある。米国では、2018年にドッド・フランク法改正で、厳格な規制・監督対象となる銀行持株会社の資産基準が引き上げられ、（SVBを含む）総資産2,500億ドル未満の中小規模行については米連邦準備制度理事会（FRB）による厳しい監督の対象外となった。これに伴い、中小規模行でのIRRBBの管理が杜撰になるなど、監督不足が指摘される状況が生じていた。
- 金利リスクに対して資本賦課された際のシミュレーションでは、邦銀105行の2023年3月末の自己資本比率の低下幅の平均は1.56%にも上り、相応のリスクアセットの削減や資本増強が求められる結果となった。金利リスクに対する資本賦課が実現すれば、多くの地域金融機関は債券運用を敬遠し、市場に混乱が生じかねない。一方、資本余力のある大手行は資本賦課の影響が比較的小さく、金利上昇を歓迎しており、規制強化下でも長期貸出や長期債運用を拡大する可能性が高い。すなわち金利リスクの規制強化は、大手行と地域金融機関のリスク選好の差をより開く結果となり得るため、市場への影響という点で両者の違いに留意が必要である。

## IRRBB 規制の実施から 4 年が経過

2023 年 12 月、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、銀行勘定の金利リスク（IRRBB：Interest Rate Risk In The Banking Book）に対する規制の見直しを協議していると発表した。自己資本比率規制を軸とするバーゼル規制は、銀行システムの健全性強化を目的とし、監督検証と市場規律の 3 つの柱（pillar）で構成される。第一の柱の最低所要自己資本比率では、銀行に課される資本賦課が定義される。現在、IRRBB は第二の柱である「金融機関の自己管理と監督上の検証」における管理が定められている<sup>1</sup>。つまり、IRRBB は各行の自己管理によるモニタリングに留まり、基準超過時に資本賦課されない位置付けである。IRRBB 基準公開当初は、金利リスク量に応じた資本賦課（第一の柱への移行）も検討されたが、預貸率が低く国債への依存度が高い地方銀行を中心に強い反発があった。加えて、収益源泉である金利リスクに対しても資本賦課されると、銀行経営に広範な影響が生じることが懸念され、結果的に第二の柱に留まった経緯がある（BCBS は 2015 年 6 月市中協議文書で、IRRBB を第一の柱か第二の柱のいずれに位置づけるか、両論併記で提示していた）。

図表 1 バーゼル規制に対する懸念点（金融法人対象）

バーゼル規制に対する懸念は何ですか？（複数回答可）



(注) 括弧内は前年（2020年）差増減

(出所) 「金融法人及び年金基金におけるコロナ危機の影響、オルタナティブ投資の実態調査」、大和総研レポート、2021年5月

<sup>1</sup>また、「市場規律」が定義される第三の柱では、銀行に自己資本比率の計測内容の情報開示を求めている。

日本では 2019 年以降、IRRBB 規制が地域金融機関を含む国内基準行にも適用された。しかし、資本賦課は回避されたにもかかわらず、IRRBB 規制については実施後も銀行関係者からの根強い懸念が示され続けているのも事実である。大和総研が 2021 年 3 月から 4 月に全国の金融法人を対象に実施したアンケート調査<sup>2</sup>では、バーゼル規制見直しに対する最大の懸念事項は「IRRBB (Interest Rate Risk in the Banking Book:銀行勘定の金利リスク)」(50.0% : 前年差 ▲14.8 ポイント) となっており、2020 年調査から比率は低下したものの、依然として高い水準にある。BCBS だけでなく国際機関などでも長年にわたり IRRBB 規制の第一の柱への移行は議論されており、日本でも金利リスクへの資本賦課への警戒感は根強いことがわかる。

## シリコンバレー銀行の破綻が規制強化の契機

IRRBB 規制が再度注目されることになったきっかけは、米シリコンバレー銀行 (SVB) の破綻である。2023 年 3 月、米連邦預金保険公社 (FDIC) は、資産規模全米 16 位 (総資産 2,090 億ドル) の SVB を管理下に置き、事実上の破綻を宣告した。発端は、SVB が保有していた住宅ローン担保証券 (MBS) 210 億ドルを売却し、その際発生した約 18 億ドルの損失の穴埋めを企図したことにある。

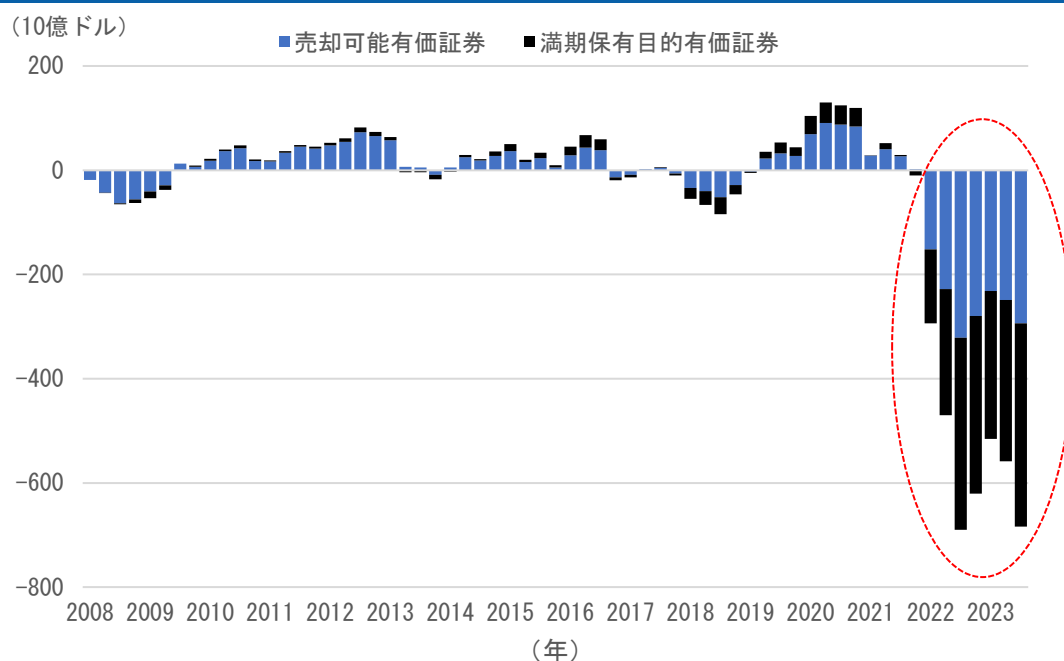
SVB 破綻の原因は、解約リスクの高いスタートアップ企業からの大口法人預金の大半をリスクヘッジせずに長期債で運用するなどといった、典型的な金利リスク管理上の失敗にある (長短ミスマッチ)。加えて、市場流動性が低い多額の長期 MBS を満期保有目的の有価証券に分類するなどの流動性リスク管理も怠っていた。米国では 2018 年にドッド・フランク法改正で、厳格な規制・監督対象となる銀行持株会社の資産基準が引き上げられ、(SVB を含む) 総資産 2,500 億ドル未満の中小規模行については米連邦準備制度理事会 (FRB) による厳しい監督の対象外となった。これに伴い、中小規模行での IRRBB の管理が杜撰になるなど<sup>3</sup>、監督不足が指摘される状況が生じていた。

さらに、問題が沈静化した現時点でも米銀の保有する有価証券の評価損は未だに大きい。FDIC の 2023 年第 3 四半期報告 (2023 年 9 月末基準) によると、米国の商業銀行と貯蓄金融機関の保有する有価証券の評価損は、第 2 四半期末から 1,255 億ドル (22.5%) 増加し、過去最高水準に迫る 6,839 億ドル (約 100 兆円) に上る。このうち、SVB で問題視された満期保有目的有価証券の含み損は 3,905 億ドル (約 60 兆円) と大きい。金利の再上昇時に、こうした含み損が一気に減損となることが懸念されている。欧州の銀行も国債を満期保有目的で保有するケースが多い一方、2011 年の債務危機の教訓から金利リスクヘッジが多用されており、含み損の額は米国ほど膨らんでいない。そのため、欧州諸国や国際機関から米国に対し、金利リスク管理強化の要請が高まっているのが実情である。

<sup>2</sup> 33 地方銀行、45 信金・信組・県信連が回答。

<sup>3</sup> 管理指標に 純金利収益は含まれていたが、経済的価値の減少額は含まれていなかった。

図表2 米銀の有価証券運用の評価損の推移（2023年9月末基準）



(出所) FDIC より大和総研作成

## 金利リスクが資本賦課された場合のインパクト（定量分析）

日本の銀行監督指針では、IRRBB規制のモニタリングの見直しを2018年3月末から国際統一基準行、2019年3月から国内基準行へ適用し始めた。これにより、各行は従前のアウトライヤー値<sup>4</sup>の計測から、新しい金利リスク量であるIRRBBを計測・内部検証することが義務化された。IRRBBの計測は、通貨別に金利変動幅を設けて最大6つの金利ショックシナリオを設定し、①経済的価値の減少額(ΔEVE: Economic Value of Equity)、②1年間の純金利収益の減少額(ΔNII: Net Interest Income)の最大値を基準とする。国際統一基準行はΔEVEの上限をTier1資本の15%、国内基準行は自己資本の20%と定めている(重要性テスト)。上限を超える金利リスク量を有するアウトライヤー行は、オフサイト・モニタリング・データ(当局立ち合いがなく、銀行役職員により自主的に提出されるデータ)など追加的な分析の対象となる。すなわち、金利リスクが自己資本や収益力、リスク・プロファイル(各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものの総称)と比較して過大と判断されれば、資本要件の再検討が求められる(ただし、現在適用されている規制では資本賦課は行われぬ)。

<sup>4</sup> バーゼルIIでの銀行勘定の金利リスク規制の指標。

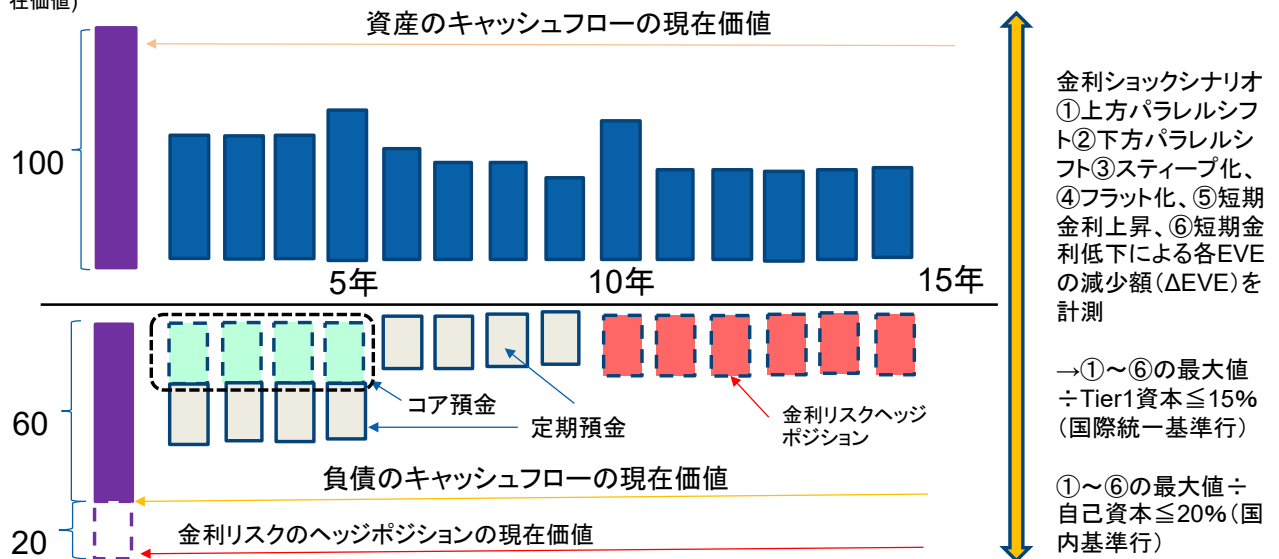
図表3 パーゼル銀行監督委員会が定義する経済的価値 (EVE) の概念

## (ΔEVE 計測式)

$$\Delta EVE_{i,c} = \sum_{k=1}^K CF_{0,c}(k) \cdot DF_{0,c}(t_k) - \sum_{k=1}^K CF_{i,c}(k) \cdot DF_{i,c}(t_k) + KAO_{i,c} \text{ (maturity buckets)}$$

$$CF_{i,c}^P(k) = CF_{i,c}^S(k) + CPR_{i,c}^P \cdot N_{i,c}^P(k-1) \quad DF_{i,c}(t_k) = \exp(-R_{i,c}(t_k) \cdot t_k)$$

経済的価値 (EVE=資産  
の現在価値 - 負債の現  
在価値)



(注) i:金利ショックシナリオ番号、c:通貨種類、k:期間、tk:期間区分の中間点、p:各ポートフォリオ、  
CF:投融資のキャッシュフロー、DF:割引金利、CPR:期限前返済率、KAO:金利オプション(ヘッジ)量  
(出所)パーゼル銀行監督委員会資料より大和総研作成

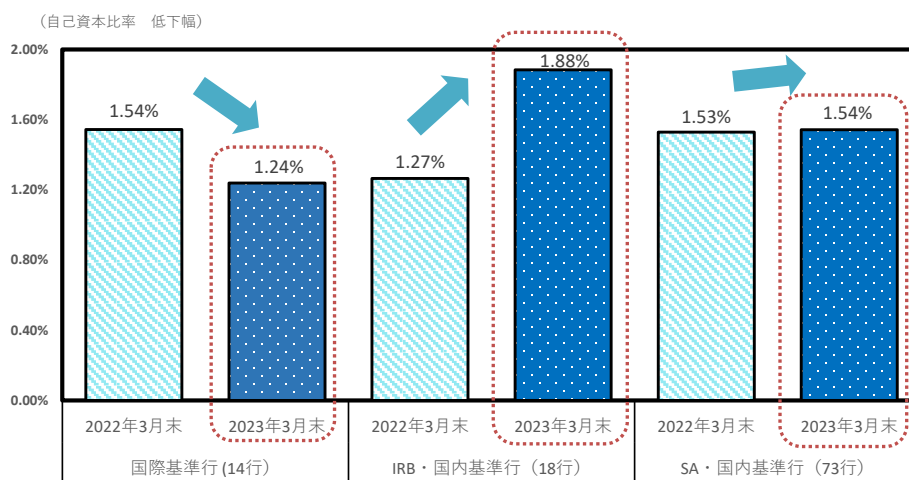
図表4は、金利リスクに対して資本賦課された場合における邦銀の自己資本比率の低下幅をシミュレーションで比較したものである。IRRBB 規制強化の際に必要な、リスクアセットの削減や資本増強の程度を明確にするため、2022年3月末と2023年3月末の自己資本から、ΔEVE および ΔNII を資本賦課(控除)した際の自己資本比率の低下幅を計測している。これを見ると、105行の2023年3月末の自己資本比率の低下幅のリスクアセット加重平均(以下、平均)は1.56%となり、相応の対応(リスクアセットの削減や資本増強等)が求められることを示している。

また自己資本比率の低下幅を①国際統一基準行(14行)、②内部格付手法(IRB)・国内基準行(18行)、③標準的手法(SA)・国内基準行(73行)の区別に比較すると、①国際統一基準行は2022年3月末の1.54%から2023年3月末の1.24%に自己資本比率の低下幅が縮小していることがわかる。一方で、②IRB・国内基準行は同1.27%から同1.88%に低下幅が拡大し、③SA・国内基準行も同1.53%から同1.54%へと低下幅が拡大している。国際統一基準行が金利リスクの低減と(それを補う)海外貸出へのシフトにより資本賦課の影響を緩和できている一方、(海外貸出等へのシフトができず)金利リスク量の低減に制約があった国内基準行には影響が

大きいことが示されている。

図表4 金利リスクが資本賦課対象となった際の自己資本比率低下幅のシミュレーション

金利リスク量（ $\Delta$ EVE+ $\Delta$ NII）控除後の自己資本比率の低下幅				
項目	2023年3月末		2022年3月末	
	リスクアセット加重平均	最大値	リスクアセット加重平均	最大値
国際基準行（14行）	1.24%	1.59%	1.54%	2.47%
内部格付手法（IRB）・国内基準行（18行）	1.88%	3.69%	1.27%	3.03%
標準的手法（SA）・国内基準行（73行）	1.54%	4.24%	1.53%	3.64%
平均（105行）	<b>1.56%</b>	—	<b>1.45%</b>	—

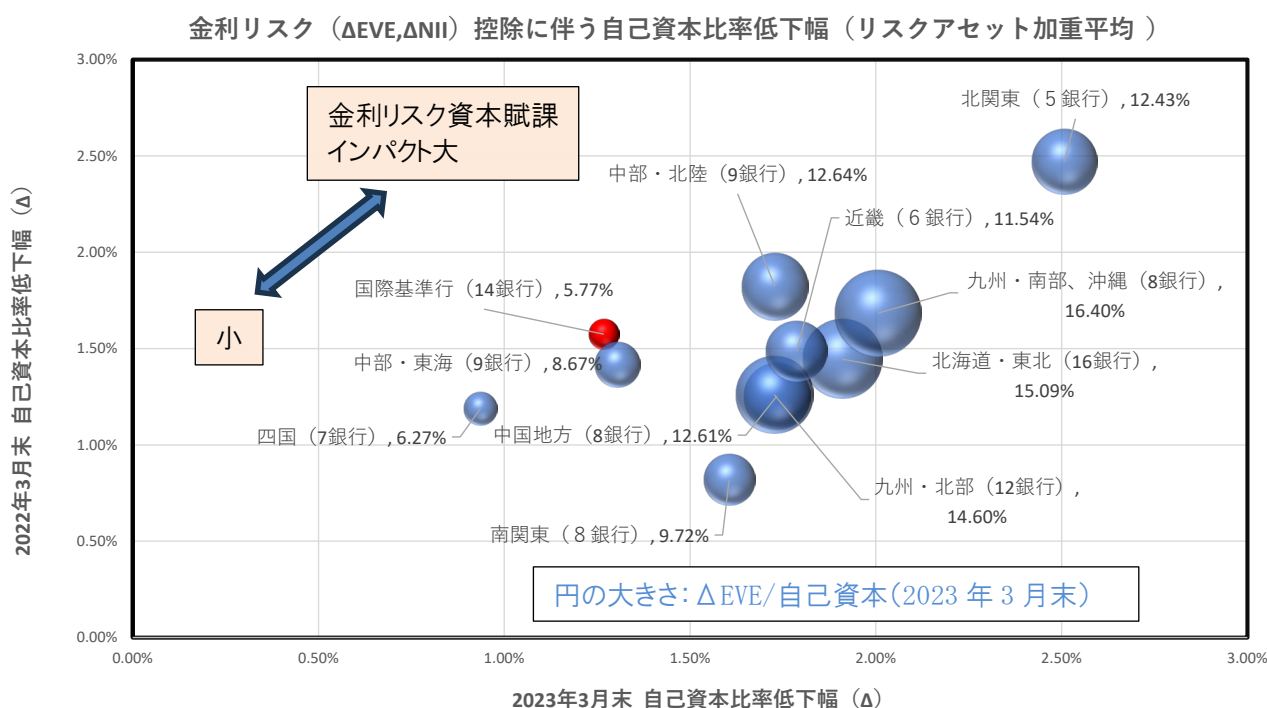


（出所）バーゼル委員会発表資料、各行 IR 資料より大和総研作成

さらに図表5は、金利リスクに対する資本賦課が自己資本比率に与える影響を、地域別に計測して比較したものである。これを見ると、地域によって大きく差が生じており、特に北関東（5行）や九州・南部、沖縄地域（8行）の銀行は2022年3月末、2023年3月末の低下幅が大きく、資本賦課の影響が相対的に大きい。背景として、これらの地域で固定金利の住宅ローンやプロジェクト・ファイナンスなどの長期融資の比率が高いことが影響していると考えられる。一方で、変動金利ローンの比率が高い中部・東海（9行）や四国（7行）地域の銀行は、資本賦課の影響が比較的小さい傾向にある。このように、各行の融資の構成によって資本賦課の影響に差が生じる可能性が示唆されている。



図表5 金利リスクに対する資本賦課による自己資本比率低下幅の地域別比較



(注) 国際統一基準行の円の大きさは $\Delta EVE / \text{Tier1 資本}$ を表す

(出所) 各行 IR 資料より大和総研作成

## 大手行と地域金融機関に生じる金利上昇への温度差

昨年来、日本の大手行は債券ポートフォリオのデュレーションを短期化させる一方で、地域金融機関は2022年3月末までデュレーションを長期化させる動きが顕著だった。この差が今年度上期の業績に影響しており、大手行は海外貸出増も重なり欧米の金利上昇による利ざや拡大の恩恵を受け業績が好調だった一方、地域金融機関の多くは、国内外の長期債の評価損で金利上昇のメリットを享受できず、業績は伸び悩んだ。日銀の金融緩和縮小が実現し、マイナス金利が解除されれば、地域金融機関はさらなる長期債の含み損が見込まれることに加え、預金の獲得競争が激しくなり、預金流出リスクにも直面する。一方、今回の分析でも示されたように、資本余力のある大手行ほど資本賦課の影響が比較的小さく、金利上昇を歓迎している。規制強化下でも長期貸出や長期債運用を拡大する可能性が高い。すなわち金利リスクの規制強化は、大手行と地域金融機関のリスク選好の差をより開く結果となり得るため、市場への影響という点で両者の違いに留意が必要である。

債券は満期保有なら損失は会計上は認識されないが、含み損の状態が長引くとリスクテイクが制約される。さらに、金利リスクに対する資本賦課が実現すれば、多くの地域金融機関は債券運用を敬遠することが想定され、市場に混乱が生じかねない。BCBSの金利リスク規制強化の流れが明確化になるにつれ、日本国債への投資が敬遠される流れが強まる可能性もある。日本の債券市場にとって最も警戒すべきシナリオは、金利リスクに対する資本賦課に伴い、地域金

融機関が急速なポジション解消を迫られることである。そうした解消は、予期せぬリスクの交差により起きやすい。トラス前首相の「ミニ予算」の際に英国で起きたような、連鎖的な信用収縮など、想定外のリスクが内在している可能性には注意が必要である。債券市場への影響という観点では、機関投資家全体のポジション変化のスピードと、そこから派生する潜在的なリスクに注意が必要である。日本の年金基金は、英国の年金基金のように収益獲得のため機動的にレバレッジをかけた金利スワップへの投資を行っていないものの、投げ売りを招くようなリスクが見落とされがちな面もある。

BCBS の規制見直し議論では、金利リスク以外に、オンライン預金取り付けなども重要項目とされる。ただ、特に IRRBB へ規制枠組みの変更は議論が紛糾することが予想される。資本賦課が望ましいとの声もある一方、影響が大き過ぎるため実現性に疑問が呈されることになるだろう。無論、金利リスクに対する資本賦課が導入されれば、バーゼル規制そのものが大きく変容することになる。金利リスクを規制するための基準について、合意を形成することは容易ではなく、その影響の大きさから、慎重な検討が求められることには違いはない。BCBS の判断次第で状況は一変し得るため、今後の一挙一動が注目される。

(丁)